

行田市自殺対策計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第13条の規定に基づき、自殺対策計画（以下「計画」という。）の策定を円滑に推進するため、行田市自殺対策計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員11人以内をもって組織し、次の各号に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 保健所長
- (2) 医師会長
- (3) 歯科医師会長
- (4) 薬剤師会長
- (5) 小中学校校長会長
- (6) 衛生協力会連合会長
- (7) 保健協力会長
- (8) 食生活改善推進員協議会長
- (9) 保育協議会長
- (10) 体育協会の代表
- (11) 自治会連合会の代表

(任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定が完了するまで日までとする。ただし、委員が欠けた場合、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第1号から第11号の区分により委嘱された委員が、当該各号に掲げる職を失ったときは、同時に委員の職を失うものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が召集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部保健センターにおいて処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年11月22日から施行する。